

01 提出期限・提出先

令和7年1月31日(金)までに、次の提出先へ必ず提出してください。

(なるべく早めのご提出をお願いいたします。)

【提出先】 〒591-8701

堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1(三国ヶ丘庁舎2階)

堺市 市税事務所 市民税課 特別徴収係 宛

※ 持参される場合は、各区 市税の窓口 でも受け付けています。

02 特別徴収の徹底

在職する従業員等(パート、アルバイト、役員等を含む。)の給与所得に対する個人住民税等(市民税・府民税・森林環境税)は、法令により特別徴収が義務付けられています。

普通徴収への切替理由に該当する方については、普通徴収切替理由書の添付が必要です。
添付がない場合は、特別徴収として扱います。

記載方法については、P.3をご覧ください。

03 提出方法**1 eLTAX(地方税ポータルシステム)や光ディスク等による提出**

令和5年に税務署に提出された源泉徴収票等の枚数が100枚以上であった場合は、給与支払報告書等をeLTAX(地方税ポータルシステム)等により提出する必要があります。

給与支払報告書等の提出は簡単・便利な電子申告をご利用ください!

エル タックス
eLTAX

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

**2 書面による提出****① 堺市送付の堺市提出用給与支払報告書〔総括表〕の使用のお願い**

12月初旬頃に、堺市から、前年度に給与支払報告書の提出があった給与支払者(eLTAX(地方税ポータルシステム)による提出があった給与支払者を除く。)宛てに、堺市提出用給与支払報告書〔総括表〕(以下「指定総括表」といいます。)を送付しています。

この指定総括表は、事務処理を迅速・正確に行うため、あらかじめ、名称・所在地・指

定番号等を記載しています。堺市へ書面により給与支払報告書をご提出いただく際には、この指定総括表をご使用いただきますよう、お願いいたします。

やむを得ず、一般の総括表を使用される場合には、指定総括表を同封いただくか、総括表右上の「指定番号（給与支払者番号）」欄へ指定番号のご記入をお願いいたします。

② 堺市内の区ごとの仕分けは不要

堺市内の区ごとに分けず、堺市分としてまとめて提出をお願いします。

04

記載方法

1 給与支払報告書〔総括表〕

…堺市指定総括表…

⑦ 給与支払報告書〔総括表〕
(あて先) 堺市長 令和7年1月10日提出

納	A	B	指定番号
			7000000000

給与支払者の個人番号又は法人番号: 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 (右詰で記入してください)

フリガナ: ○○○○カブシキカイシャ

給与支払者の名称又は氏名: ○○○○株式会社

〒590-0078 堺市堺区南瓦町○番○号

特別徴収関係書類の送付先: 堺市堺区南瓦町○番○号

登記簿に記載されている所在地: 〒

給与支払者が法人である場合の代表者の氏名: 堺市 太郎

所属: 総務部 係: 総務課

堺市からの問い合わせに対応される方の氏名: 堺市 花子

事業所の代表電話番号: 072-XXX-XXXX

給与計算士等の氏名及び電話番号: 給与 二郎 072-XXX-XXXX

※給与支払報告書「総括表」と「個人別明細書」をセットにして提出してください。
※普通徴収の方がいる場合は、「普通徴収切替理由書【兼仕切り紙】」(裏面右側にあり)を普通徴収対象者の上にはさみこんでください。

事業種目	受給者総人員	提出市町村数	堺市への報告人員
	88人	12	特別徴収 (給与から差し引き)
			普通徴収 (個人納付)
			退職者 退職予定者
			普通徴収切替理由書の添付が必要
			退職者以外 (乙種、その他)
			合計 (I + II + III)
			提出する人の合計

※他社（前職）給与をきむ場合
他社（前職）の給与をきんでいる場合は、必ずその方の摘要欄に前職の資格を記入してください。摘要欄に表示がない場合は、前職分給与をきんでいないと判断します。

年末調整の際に、他社分給与（前職給与）をきんでいますか
1 はい 2 いいえ

（「はい」の場合のみ）その金額を摘要欄に記載していますか
1 はい 2 いいえ

特別徴収する場合、納入書の送付は必要ですか
必要 納入書を使用し納付
不要 税務課の納入サービス等を利用

所轄税務署: 堺 税務署

給与の支払の方法及びその期日: 月給 25日

給与支払者が法人の場合は法人番号を、個人の場合は個人番号（マイナンバー）を右詰で記載してください。

普通徴収（個人納付）の方がいる場合は、普通徴収切替理由書【兼仕切り紙】の添付が必要です。

年末調整時に、他社（前職）分の給与を含んでいるかどうか、含んでいる場合はその旨を摘要欄に記載しているかどうかについて、該当する欄を○で囲んでください。

地方税納入サービス等を利用しているため、納入書が不要な場合は、不要欄を○で囲んでください

⚠ 堺市指定総括表に記載の名称や特別徴収関係書類の送付先等に変更・誤りがある場合は、二重線で消して訂正してください。

2 普通徴収への切替理由書〔兼仕切り紙〕

次の普通徴収への切替理由のいずれかに該当する従業員等がいる場合には、普通徴収への切替理由書〔兼仕切り紙〕の添付が必要です。

略号	切替理由
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者
c	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月ではない・給与の支払額の変動が大きく、特別徴収できない月がある）
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者（乙欄適用者）

堺市の**指定総括表の裏面に普通徴収切替理由書〔兼仕切り紙〕**を印刷しております。

指定総括表をお持ちの方は、こちらをご利用ください。

指定総括表の表面に記載の**指定番号と事業所名**を記入してください。

普通徴収への切替理由のうち、該当する項目に人数を記入してください。

総括表の普通徴収欄の人数と普通徴収切替理由書の合計人数が一致することを確認してください。

普通徴収切替理由書〔兼仕切り紙〕

普通徴収対象者の給与支払報告書(個人別明細書)の上に添付してください。
※普通徴収切替理由書の添付がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。

指定番号

事業所名

<提出時の綴り方>

略号	普通徴収への切替理由(下記4項目以外の理由は不可)	人数
a	退職者 給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	6人
b	給与が少なく、個人住民税等を特別徴収しきれない者	1人
c	給与の支払期間や支払額が不定の者(例：給与の支払が毎月ではない・給与の支払額の変動が大きく、特別徴収できない月がある)	人
d	他から支給される給与から個人住民税等が特別徴収されている者(乙欄適用者)	4人
合 計		11人

※総括表の普通徴収(個人納付)欄の人数と一致していることを確認してください。

※普通徴収への切替理由に該当する方の給与支払報告書(個人別明細書)については、この普通徴収切替理由書の下に束ねてご提出ください。(上記の表と同様の記載があれば、任意の様式も可)

エレックス
＜eLTAX(PC desk)や光ディスク等で提出の場合＞

普通徴収への切替理由に該当する方については、以下の記入例のとおり、個人別明細書の摘要欄に該当する略号a～dを入力し、右下にある普通徴収欄に必ずチェックを入れてください。「普通徴収切替理由書」を別途提出する必要はありません。

※略号a～dに該当しない場合は、普通徴収にすることはできません。

※いずれか一方の入力だけでは普通徴収になりませんのでご注意ください。

(給与支払報告書 個人別明細書 抜粋)

記入例

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
内	普通徴収への切替理由に該当する略号a～dを入力してください。	円
(摘要)	a～d	令和△年3月31日退職予定
		退職予定者は、退職予定日を入力してください。

普通徴収 青色専従者 条約免除

チェックを入れてください。

堺市の報告人員

特別徴収 (給与から差し引き)	人数
24人	
普通徴収 (個人納付)	6人
普通徴収切替理由書の添付が不要です (退職者以外 (退職予定者、 乙欄、その他)	5人
合計 (Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)	35人
提出する人の合計	

(堺市指定総括表 抜粋)

3 給与支払報告書〔個人別明細書〕

支払金額 30 万円以下の退職者についても、適正な課税を行うため、提出にご協力いただきますようお願いいたします。

⑦ 給与支払報告書（個人別明細書）

支払を受ける者の住所 堺市北区百舌鳥赤畑町〇番〇号		支払を受ける者の氏名 サカイシ タロウ 堺市 太郎	
支払金額 9 876 540		支払を受ける者の生年月日 7 788 888	
源泉徴収額の合計額 2 889 444		支払を受ける者の勤続年数 308 600	
退職給付金の合計額 380 000		退職給付金の支払方法 1	
退職給付金の支払時期 1		退職給付金の支払回数 5	
退職給付金の支払金額 887 200		退職給付金の支払時期 104 444	
退職給付金の支払回数 27 800		退職給付金の支払金額 250 000	
退職給付金の支払時期 39, 200		退職給付金の支払回数 33, 333	
退職給付金の支払金額 28, 888		退職給付金の支払回数 34, 567	
退職給付金の支払時期 41, 111		退職給付金の支払回数 25, 000, 000	
退職給付金の支払金額 565, 000		退職給付金の支払回数 137, 654	
退職給付金の支払時期 01		退職給付金の支払回数 01	
退職給付金の支払金額 34 343 434 343 434		退職給付金の支払回数 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5	
退職給付金の支払時期 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5		退職給付金の支払回数 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	
退職給付金の支払金額 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9		退職給付金の支払回数 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9	
退職給付金の支払時期 昭和 4 2 5 8		退職給付金の支払回数 昭和 4 2 5 8	
退職給付金の支払金額 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7		退職給付金の支払回数 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	
退職給付金の支払時期 堺市堺区南瓦町〇番〇号		退職給付金の支払回数 〇〇〇〇株式会社	
退職給付金の支払金額 〇 7 2 - X X X - X X X X		退職給付金の支払回数 〇 7 2 - X X X - X X X X	

支払を受ける者の**個人番号（マイナンバー）**、氏名、フリガナ及び生年月日を必ずご記入ください。

住宅借入金等特別控除の「区分」により住民税の適用可能額が変わることがあるため、正確にご記入ください。

令和 6 年中に就・退職した場合は、**中途就・退職 表示欄**の該当箇所に○印をつけ、必ずその年月日をご記入ください。

控除対象扶養親族・16 歳未満の扶養親族で、5 人目以降の扶養親族がいる場合は、付番し、個人番号をご記入ください。また、**（摘要欄記載例）記載例③**のとおり、摘要欄へ付番した番号、氏名等をご記入ください。

（摘要欄記載例）

記載例① 支払金額に前職等の金額を含む場合

（摘要）

前職給与支払者 △△商事株式会社 令和 6 年 3 月 31 日退職

支払額 1, 236, 300 円 社保 153, 500 円 税 62, 400 円



ポイント 摘要欄に、その会社名、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額、退職日を必ずご記入ください。

記載例② 普通徴収切替理由に該当する方の場合

(摘要)

令和7年3月31日 退職予定



普通徴収への切替理由に該当しない場合は、普通徴収(個人納付)にすることはできません。



1 5月31日までの退職予定者は、退職予定日をご記入ください。

2 書面による提出の場合

摘要欄への記入と併せて、必ず、普通徴収切替理由書(兼仕切り紙)を添付してください。

3 eTAX(地方税ポータルシステム)、光ディスク等による提出の場合

(1) 摘要欄へ該当する普通徴収への切替理由(P.3の表を参照)の略号(a~d)を必ずご記入ください。

(2) 摘要欄への記入と併せて、必ず、普通徴収欄へチェック(✓)を入力してください。

他の支払書のもとを 退職した年月日			普通徴収 欄へ チェック (✓)	普通徴収 欄へ チェック (✓)	普通徴収 欄へ チェック (✓)
年	月	日			
普通徴収欄へ記入する金額					

(eTAX 個人別明細書 抜粋)

(3) 普通徴収切替理由書(兼仕切り紙)の送付は不要です。

(4) 乙欄・退職年月日欄へ必要事項の入力があった場合は、摘要欄への普通徴収への切替理由の略号の入力を省略することができます。

(例)

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者	その他	ひとり親	勤労学生	中途就・退職				元	
				○	特別				就職	退職	年	月	日	
										○	6	8	31	

略号 d に該当する従業員等のうち、個人別明細書の乙欄に印(○)を入力していただいている方については、摘要欄の略号の入力を省略することができます。

略号 a に該当する従業員等のうち、すでに退職され、個人別明細書の退職欄に退職年月日を入力していただいている方については、摘要欄の略号の入力を省略することができます。

記載例③ 控除対象親族・16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合

(摘要)

(1) 堺市 三郎 (年少)

記載例④ 定額減税に関する記載事項

(摘要)

源泉徴収時所得税減税控除済額 〇〇〇円、控除外額 〇〇〇円、
非控除対象配偶者減税有



- 1 所得税の定額減税控除済額、控除しきれなかった控除外額をご記入ください。
- 2 合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分の定額減税を実施した場合、その旨をご記入ください。



この2点について、記入がなければ、今後給付予定となっている不足額給付の支給対象から漏れる、定額減税対象の配偶者について減税を受けることができなくなる等の可能性がありますので、必ず、ご記入ください。

05

その他

給与所得者異動届出書について

給与支払報告書の提出後、4月1日までに退職等の理由により、特別徴収ができなくなった場合には、給与所得者異動届出書を4月15日までに提出してください。

異動届出書の記入方法等については、堺市ホームページをご覧ください。

給与所得者異動届出書のページはこちら

